

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
貨物軽自動車運送事業の合併による消滅の届出
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法第36条第4項
- ③ 手続対象者：
合併により消滅した貨物軽自動車運送事業者たる法人の業務を執行する役員であつた者
- ④ 提出時期：
貨物軽自動車運送事業者たる法人が合併により消滅した日から30日以内
- ⑤ 提出方法：
貨物軽自動車運送事業者合併消滅届出書を当該事案を管轄する運輸支局長、神戸運輸監理部長又は陸運事務所長に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：
なし
- ⑦ 届出書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第34条第2項
- ⑧ 記載要領・記載例：
提出先となる運輸支局輸送部門又は地方運輸局貨物課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
各地方運輸局運輸支局輸送部門等
沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門
 - ② 受付時間：
提出先等にお問い合わせ下さい。
 - ③ 相談窓口：
提出先又は地方運輸局貨物課等
- | | | |
|----------------|--------------|-----------|
| 国土交通省自動車交通局貨物課 | 03-5253-8111 | (内線41333) |
| 北海道運輸局貨物課 | 011-290-2743 | |
| 東北運輸局貨物課 | 022-299-8851 | (内線382) |
| 北陸信越運輸局貨物課 | 025-244-7579 | |
| 関東運輸局貨物課 | 045-211-7248 | |
| 中部運輸局貨物課 | 052-952-8037 | |
| 近畿運輸局貨物課 | 06-6949-6447 | |
| 中国運輸局貨物課 | 082-228-3438 | |
| 四国運輸局貨物課 | 087-835-6365 | |
| 九州運輸局貨物課 | 092-472-2528 | |
| 沖縄総合事務局陸上交通課 | 098-866-0061 | |